

めざします企業の繁栄と社会への貢献

ほっじん 新津



「白鳥舞う大堤」

田代

廣 (村松支部)

法人会は異業種交流のパイオニアです。

2 P 年頭あいさつ

3 P 秋の特別講演会

税制改正要望活動

次 4・5 P 税務情報だより

6 P 監督署だより

7 P 職安だより

目 8 P 会員ゴルフ大会

9 P 青年部・女性部コーナー

10 P 支部だより

11 P 女性部会の活動紹介

◇発行所

公益社団法人 新津法人会

〒九五六―〇八六四

新潟市秋葉区新津本町三丁目一の七

新津 商 工 会 議 所 内

TEL〇二五〇(二三)三四八八

◇発行人

税制・広報委員長

木村 藤雄

新津支部 (新津商工会議所内)

五泉支部 (五泉商工会議所内)

村松支部 (村松商工会内)

小須戸支部 (小須戸商工会内)

東蒲支部 (津川商工会内)

☎九二―二四九四

年頭のあいさつ



新津税務署長

佐藤 和彦

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人新津法人会会員の皆様方におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。旧年中も税務行政全般にわたって、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

春日会長をはじめ、役員及び会員の皆様におかれましては、各種研修会、講演会の開催、租税教室の推進、社会貢献活動に積極的に取り組まれ、地域社会や会員企業の健全な発展に寄与されており、税務行政においても多大な貢献をしていただいておりますことに深く感謝申し上げます。本年も変わらぬご協力をよろしくお願いいたします。さて、最近の税務を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化、ICT化に

より大きく変化しております。私たちはこのようなさまざまな環境の中で、適正・公平な課税及び徴収の実現に向け、与えられた使命を着実に果たし、国民の皆様からの税務行政への理解と信頼を得ていくことが重要であると考えています。

こうした考えの下、限られた人的、物的資源を効果的に活用するため、事務の効率化、合理化、経費削減などの業務の最適化を図り、メリハリのある税務行政の推進に取り組んでいます。

特に、国税電子申告・納税システム(e-Tax)につきましましては、税務署の事務の効率化・合理化のみならず、納税者の方々の利便性の向上にも大きく寄与するものと考えており、その普及に努めているところであります。

まもなく、平成二十五年分の所得税の確定申告が始まりますが、国税庁ホームページでは「確定申告書作成コーナー」を設けており、e-Taxによる所得税確定申告書の作成、提出が可能となっております。

e-Taxで確定申告を行っていただきますと次のような利点があります。

- ① 医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力・送信することにより、当該領収書

や源泉徴収票の提出又は提示を省略することができます。

- ② e-Taxで申告された還付申告の還付金処理は、三週間程度に短縮されて行われます。

- ③ 確定申告期間中は、二十四時間提出(送信)が可能です。確定申告の際には、ぜひe-Taxをご利用いただきたいと思えます。

また、法人税・消費税等のe-Taxの利用状況につきまして、新津法人会会員企業の皆様方をはじめ、積極的なご利用をいただきまして、順調に推移しておりますことに、厚くお礼申し上げます。

このように、私どもの力のみでは税務行政に課せられた使命・責務を果たしていくには自ずと限りがあり、法人会の皆様方にご尽力いただいていることは、私どもにとりまして非常に大きな支えとなっております。大変心強く感じております。今後とも、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、新しい年が公益社団法人新津法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



関東信越税理士会
新津支部長

杉本 孝子

新年明けましておめでとうございます。

新津法人会の会員の皆様にはよい年を、お迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと雨不足かと思えば、ゲリラ豪雨、竜巻と異常気象に見舞われ、スポーツ界では楽天の田中投手の活躍やフィギュアスケートの代表選考会等、選手の自分を信じる意思の強さに感動しました。

また日本経済では景気は持ち直し、日銀新潟支店は県内の景気は着実に回復に向かっていくとの発表がありました。

しかし、全ての中小企業に恩恵が届いている実感は持てないなか、本年四月より消費税が8%に引き上げられます。増税後の景気動向から目が離されない状況が続くと思えます。新旧税率を適用する取引が混在する経理処理に対応出来る様に、消費税転嫁がスムーズに行く様に税理士会は的確なアドバイスをしてまいります。

昨年四月に支部長に就任し、

皆様の事業活動に参加をさせて頂いております。

七月には「分り易い税セミナー」の講師まで務め、つたない説明でしたが熱心に聞いて頂き本当にありがとうございます。

正しい税知識を身につけたいとの会員皆様の「税」に関する熱意に触れるだけでなく、最新の社会情勢への関心の高さや、幅広い社会貢献は地域経済に元気を与える重要な役割を果たされていると改めて感じました。

経営環境はめまぐるしく変化して行く事と思えますが上手に乗りこなし、閉塞状況をぶち破り二十六年を突っ走っていただく活躍を期待しております。

新津法人会の会員の皆様のご健勝、ご発展をお祈りして新年のご挨拶と致します。

表紙掲載絵画作者紹介

「白鳥舞う大堤」

田代 廣 様
五泉市村松甲

秋の特別講演会

「第二次安倍政権の行方」

公益社団法人新津法人会では恒例行事として、「秋の特別講演会」を十一月十一日(月)新津・新森に於いて開催いたしました。

例年「税を考える週間」行事の一環として開催するもので、この度は時事通信社・特別解説委員・加藤清隆先生をお招きしご講演頂きました。

講師は早稲田大学政経学部卒業後、時事通信社に入社され、以来政治部に配属し福田、大平両首相番、森喜朗官房副長官番、加藤紘一副長官番、新自由クラブ担当、一九八五年以降、山崎拓副長官、後藤田正晴官房長官番、橋本龍太郎幹事長番、自民党竹下派担当等々、政治畑を専門に政治部長として政治の裏表を熟知され、現在は田崎史郎氏の後任として解説委員長に就任され、政治報道一筋の経歴で、テレビも「たかじんのそこまで言つて委員会」等、数多くにコメンテーターとして出演されております。

又、時折しも「安倍政権誕生」二年目を迎えるに、その行方と日本経済の展望という、誠に時局柄時宜を得たご講演を、独自の切れ味のもとに、政権交代の善悪や、テレビでは報道できない政治、経済のウラ・オモテを歯に衣着せぬ口調で終始聴衆を魅了し、極めて有意義の中に終了いたしました。

尚、講演内容をテープ収録いたしましたのでご希望の方はお申しいただければお貸しいたします。

尚、当日は役員功労者表彰状伝達式を挙行し、次の方々が授賞されました。

◎全国法人会総連合会長表彰

松井 信行 氏(監事) 新津

◎新潟県法人会連合会長表彰

吉田 和久 氏(副会長) 五泉
樋口 龍衛 氏(監事) 新津



特別講演 加藤 清隆 氏



春日 忠男 会長

「平成26年度 税制改正提言事項」の要望活動

伊藤勝美 五泉市長・林 茂 五泉市議会議長へ提出

この提言は、全法連が各法人会の要望事項を県連単位で集約し、全法連税制委員会でも検討し取りまとめ、全法連理事会の承認を経てまとめあげられたものです。新津法人会では、平成二十五年十一月七日(木)春日忠男会長・木村藤雄税制委員長・桐生三男専務理事で、伊藤勝美 五泉市長・林 茂 五泉市議会議長を訪れ「平成二十六年税制改正に関する提言」並びにこれに伴う「解説書」を手渡し、併せて主旨並びに法人会活動の理解をお伝えしてきました。

平成二十六年
税制改正に関する
スローガン

〔総論〕

まさに今。

国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！

持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！

中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！

〔所得税〕
所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

〔法人税〕
法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの二十%台に引き下げを！

〔事業承継税制〕
本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

〔消費税〕
消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

〔地方税関係〕
国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！

〔震災復興〕
被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

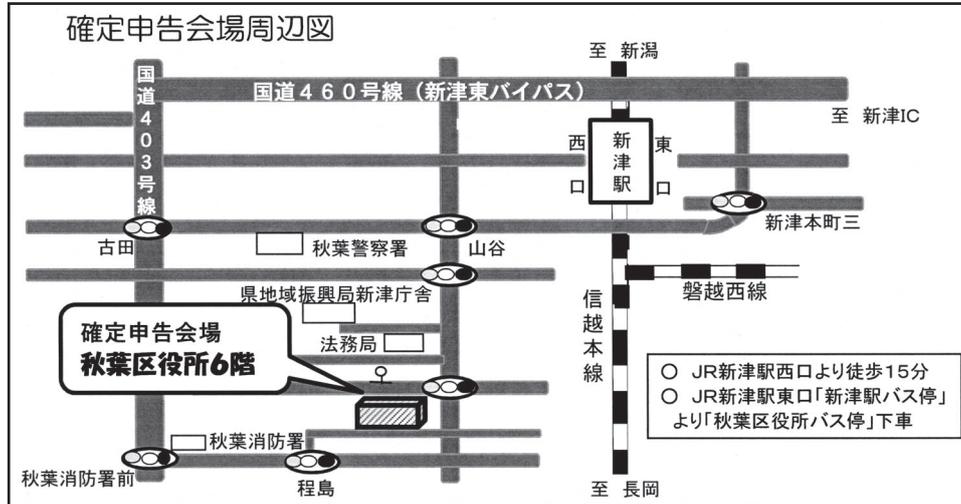
新津税務署から確定申告のお知らせ

平成25年分の

- 所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の申告と納税は **3月17日（月）まで**
- 個人事業者の方の消費税及び地方消費税の申告と納税は **3月31日（月）まで**
- 振替納税をご利用の場合の振替日は **所得税が4月22日（火）**
消費税が4月24日（木）

確定申告の相談は秋葉区役所 6階へ！

- 確定申告会場 **場所 秋葉区役所 6階会議室**
住所 新潟市秋葉区程島2009
なお、開設期間中は、新津税務署の庁舎内には、確定申告会場はありませんので、ご承知ください。
- 開設期間 **平成26年2月13日（木）から3月17日（月）**
（土曜日・日曜日を除く）まで
- 受付時間 **午前9時から午後4時まで**



【お問い合わせ先】

新津税務署 〒956-8602 新潟市秋葉区善道町1-6-38
代表電話 0250(22)2151 (自動音声案内)

自動音声案内の番号

- 「0」番 **確定申告会場に関するお問合わせ、確定申告に関するご質問・ご相談**
- 「1」番 **その他の税金に関する一般的なご相談**
- 「2」番 **税務署からのお尋ねや納付に関するご相談、職員にご用の方**

※ 秋葉区役所への問い合わせはご遠慮ください

確定申告をされる方へ



簡単・安心・便利!

国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」

で「申告書」を作成してください!

www.nta.go.jp

確定申告

検索

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動的に計算され、**所得税及び復興特別所得税の申告書、消費税及び地方消費税の申告書**や、**収支内訳書、青色申告決算書**などが作成できます。

作成が
終わったら

申告書等データ

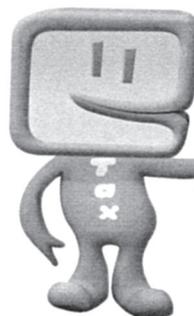
プリントアウト

又は

e-Taxで送信

初めてご利用される方は(注)書きを参照

郵送等で提出



金額等を入力してね

インターネット送信ならこんないいことも

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付がスピーディー
- ④書面と比べて郵送料が不要

(注) e-Taxで送信するには、事前準備が必要です。

- 1 電子証明書の取得(市区町等発行:手数料がかかります)
- 2 ICカードリーダライタの用意(家電量販店等でお求めください)
- 3 e-Taxの初期登録(開始届出書を送信(又は提出)し、利用者識別番号の取得のうえ、利用者情報等の登録が必要になります)

【お問い合わせ先】

○確定申告書等作成コーナー、e-Taxの手続き及びその利用のためのパソコン操作に関するお問い合わせについて「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL 0570-01-5901)

(ヘルプデスクの受付時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時)
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

新津労働基準監督署からのお知らせ

○新潟県の産業別最低賃金が改正されました

新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。どのような雇用形態(臨時採用、アルバイト、歩合給)でも最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。なお、派遣労働者については派遣先事業場における最低賃金が適用されますので、新潟県外へ労働者を派遣する派遣元事業者は、派遣先の都道府県で適用される最低賃金額について、厚生労働省ホームページなどでご確認ください。

新潟県最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生年月日
新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。	701円	平成25年10月26日
産業別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)	808円	平成25年12月28日
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等)	759円	平成25年12月26日
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	813円	平成26年1月18日

※最低賃金には、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金並びに臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。

※産業別最低賃金には、適用除外となる業務及び年齢(18歳未満又は65歳以上)が定められています。

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

○冬季特有の労働災害を撲滅しましょう～冬季における労働災害防止対策について～

本格的な厳しい冬が訪れていますが、例年冬季間には凍結・積雪・寒冷等を原因とする転倒、墜落、交通事故、一酸化中毒等の特有の災害が多発する傾向にあります。

各事業場においては、安全衛生委員会などを活用して、冬季特有の要因を盛り込んだ職場環境管理や作業行動等に対する危険性又は有害性の調査(リスクアセスメント)等を実施し、そのリスクを除去・低減することにより、冬季特有の労働災害の防止を図りましょう。

1 通路、作業床の凍結、積雪による転倒災害防止

- ① 通路や作業面の除雪を励行し、転倒のおそれのない通路等を確保する。
- ② 建物の入口には雪や水分を除去するためのマットやブラシ等を備え、凍結の要因となる水分を持ち込まないようにする。
- ③ 凍結により滑りやすい通路や作業面には、滑り止めの措置をする。
- ④ スパイク靴等のすべりにくく安定した履物を着用させる。また、靴底がすり減っていないか点検する。
- ⑤ 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行させない。

2 交通労働災害防止

- ① 冬用タイヤについては摩耗状態を点検し、降雪前に早めに装着させる。
- ② 無理のない走行計画により時間に余裕を持って運行させ、速度は控えめに、安全車間距離は十分に確保させる。
- ③ スリップ防止のため、急ハンドル、急ブレーキ、急発進は行わない等、安全運転に関する教育を実施する。業務で社有車を使用する者(送迎用マイクロバス運転者等含む)については、特に配意し、定期健康診断の実施状況及び健康状態を確認し健康管理を行う。
- ④ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をする。

◎詳しくは新津労働基準監督署(0250-22-4161)へ

印刷 — その先の可能性を求めて

「時代に対応し常に高品質な製品」をお届けする為に
私達の基本姿勢は変わりません。



AP 阿部印刷株式会社

本社/新潟県五泉市村松甲2096番地 TEL 0250(58)5115 FAX 0250(58)5750
営業所/新潟・阿賀野・津川
Homepage <http://www.ap-create.com/> E-mail office@ap-create.com